

令和5年度
茨城県アーチェリー協会
定 時 総 会

令和5年4月16日（日）13時開会

於 笠松運動公園陸上競技場会議室

令和5年度総会次第

1 開会

2 議事

(1) 活動方針案（別紙1）

- ①規約などの整備について
- ②運営組織と活動について
- ③初心者の射場利用について（暫定措置）
- ④スポーツ傷害保険について

(2) 議案

第一号議案 令和4年度事業報告書の承認を求める件

第二号議案 令和4年度収支決算書の承認を求める件

監査報告

第三号議案 令和5年度の事業予定の承認を求める件

第四号議案 令和5年度収支予算書の承認を求める件

第五号議案 役員改選

第六号議案 規約の改正（事務局所在地の変更）

3 その他

4 閉会

第一号議案 令和4年度事業報告 別紙2

第二号議案 令和4年度収支決算書 別紙3

第三号議案 令和5年度の事業予定

1 会 議

(1) 総会 令和5年度は対面形式とし、令和5年4月16日に開催する。

(2) 理事会

理事長が招集し、原則として毎月一回開催する。その際、必要に応じて理事長は理事以外の者を理事会に参加させることができる。

議事録は、会長または理事長が特に指定した事項を除き、その要旨を会員に公開する。

2 会費等

茨城県アーチェリー協会規約第8条に定める会費等は別紙4のとおりとする。

3 競技活動

(1) 茨城県内（協会主管競技含む）の競技活動は別紙5に基づき実施する。

ただし、会場都合、天候、上部団体等による調整など、合理的理由による日程等の変更は、理事会において協議の上で会員に周知することを条件として調整を認めるものとする。

(2) 県民総体および関東ブロック大会への選手選考について

6月25日に予定されている県民総体の記録上位者をもって選考する。

同県民総体が実施できなかった場合は、令和4年6月以降令和5年6月までの間に実施された公認記録会70mラウンド72射の記録上位者をもって選考する。ただし、少年の部の選考については上記の定めにかかわらず高体連が定める基準によるものとする。

(3) その他競技活動について

本協会に競技等の開催案内が届き次第、会員に周知するとともに、必要により会員の参加について取りまとめるものとする。

4 普及活動

(1) 笠松運動公園主催体験教室

令和5年7月2日、同10月1日、令和6年1月21日に実施が予定されており、本協会はこれを支援するものとする。

(2) 初心者教室

笠松運動公園主催体験会に続く週末に実施するものとし、回数および日時、方法などの詳細は普及部が定める。

(3) その他普及活動

会員拡大に努めるものとし、詳細は普及部が定める。

5 強化事業関係活動

以下の事業等を実施する。必要な事項は強化部が定める。

- (1) 国体等参加
- (2) ジュニア発掘と育成
- (3) 強化練習および講習会

6 広報

(1) アーチェリーの普及および会員拡大に寄与するとともに会員間の情報共有の媒体として活用するため、協会ホームページを再構成するものとし、必要な予算を計上する。

(2) 茨城県および笠松運動公園ならびに県内市町村の広報など、公的メディアの活用を研究するとともに可能であれば積極的な活用を図るものとする。

7 公認指導員養成

危機的状況にある協会の公認指導者を育成するため、令和5年度は東京都アーチェリー協会主催講習会に参加することを目指して必要な調整（補助の実施を含む）を行うものとし、会員へは詳細を別途周知する。

8 関東フィールド選手権大会

令和5年2月11日に開催された関東アーチェリー連盟総会にて、令和5年9月16日（土）、17日（日）に千葉県佐倉フィールドにおいて本協会主管の関東フィールド選手権大会を開催する決定された。本協会はこれを主管し、盛会とするよう努める。

9 留意点

会員はその経験とアーチェリーに係る技量並びに知見と能力等を、各人の私
 的生活との均衡を保てる範囲において、2023年度の協会活動に対し貢献す
 るよう努めるものとする。

その際、可能な限り協会組織のいずれかに所属し、民主的な協議において決
 定された方針に従い、活動の充実に資するよう努めるものとする。

第四号議案 別紙6

第五号議案 役員改選

令和5年度役員（案）

役職名	氏名	役職名	氏名
顧問	円城寺 紘征		
会長	中川 喜久治	会長代行	
副会長	根本 正裕	理事長	大塚 雅俊
副理事長			
理事	和智 脩	理事	内田 香奈
理事	横山 雄司		
監事	伊藤セツ子	監事	大谷 安志
事務局長	横山 雄司（兼任）		

第六号議案 規約改正（事務局所在地の変更）

改正前	改正後
第2条 本会は、事務所を〒302-3423 茨城県小美玉市小川 724-10 に置く。	第2条 本会の事務所は事務局長の 指定場所に置く。

